



2026年1月

新情報

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: www.kmc.vn | Email: info@kmc.vn

内容

<u>1</u>	2026年1月7日付け、税務局発行の号決議に基づき非課税とされる給与・賃金所得に係る個人所得税 (PIT) の申告に関するオフィシャルレター第63/CT-CS号	PIT
<u>2</u>	2026年1月12日付け、ドンナイ省税務局発行の企業が年末・年始行事において実施する抽選等により従業員が当選した場合の個人所得税の控除に関するオフィシャルレター第624/DON-QLDN1号	PIT
<u>3</u>	2025年12月26日付け、財務省発行の企業の外貨売却活動に対する税制政策に関するオフィシャルレター第2759/CST-GTGT号	VAT
<u>4</u>	2026年1月14日付け、クアンガイ省税務局発行の税務政策の指導に関するオフィシャルレター第585/QNG-QLDN2号	VAT
<u>5</u>	2025年12月31日付け、政府発行の手数料および使用料法の施行を指導に関する政令第362/2025/NĐ-CP号	OTH
<u>6</u>	2025年12月31日付け、財務省発行の個人事業主および個人事業者 に対する会計制度を指導に関する通達第152/2025/TT-BTC号	OTH

内容

<u>7</u>	2026年1月12日付け、財務省発行の2025年の年次財務諸表の合算の指導に関するオフィシャルレター第66/QLKT-DN号	OTH
<u>8</u>	2026年1月19日付け、税務総局発行の定額課税方式から申告課税方式への移行に伴い、違反処理を行わない取扱いに関するオフィシャルレター第307/CT-PC号	OTH
<u>9</u>	2026年1月23日付け、税務総局発行の2026年1月1日以降の事業免許税の徴収および納付に関する周知・支援に関するオフィシャルレター第645/CT-CS号	OTH
<u>10</u>	2025年12月25日付け、アンザン省税務局発行の電子インボイスの発行に関するオフィシャルレター第1545/AGI-QLDN2号	INV
<u>11</u>	2025年12月31日、政府発行の失業保険に関する雇用法の一部条項を詳細に規定する政令第374/2025/NĐ-CP号	LAB

新情報 2026年1月

1 決議に基づき非課税とされる給与・賃金所得に係る個人所得税の申告

2026年1月7日付け、税務局発行の号決議に基づき非課税とされる給与・賃金所得に係る個人所得税 (PIT) の申告に関するオフィシャルレター第63/CT-CS

月次または四半期ごとの個人所得税申告の対象となる所得を支払う組織または個人について、当該申告期間中に個人所得税の源泉徴収が発生した場合には、所得を支払う組織または個人は、月次または四半期の個人所得税申告書を提出し、当該期間において源泉徴収した税額を漏れなく申告する責任を負う。これに対し、当該月または四半期において個人所得税の源泉徴収が発生しなかった場合には、月次または四半期の個人所得税申告書を提出する必要はない。税務決算については、給与・賃金所得を支払う組織または個人は、源泉徴収の有無にかかわらず、個人所得税の確定申告を行う責任を負うものとする。

2 企業が年末・年始行事において実施する抽選等により従業員が当選した場合の個人所得税の控除

2026年1月12日付け、ドンナイ省税務局発行の企業が年末・年始行事において実施する抽選等により従業員が当選した場合の個人所得税の控除に関するオフィシャルレター第624/DON-QLDN1号

企業の従業員が、企業主催の年末パーティーまたは年始行事における抽選等により取得した当選収入については、1回の当選ごとに受領する賞品価額のうち10,000,000ドンを超える部分が、財務省通達第111/2013/TT-BTC号第15条の規定に基づき、個人所得税の課税所得に該当する。

当該場合、企業は、同通達第111/2013/TT-BTC号第25条1項g号の規定に従い、当選した従業員に賞品を支給する前に、個人所得税を控除する責任を負う。

また、これらの企業負担費用については、2025年12月15日付け政府政令第320/2025/NĐ-CP号第9条に規定される損金算入要件を満たす場合、法人税計算上の損金算入費用として取り扱われる。

3 企業の外貨売却活動に対する税制政策

*2025年12月26日付け、財務省発行の企業の外貨売却活動に対する税制政策に関するオフィシャルレター
第2759/CST-GTGT号*

通常の製造業、商業、サービス業を営む企業（信用機関または外貨取扱代理業者に該当しないもの）が、物品の輸出、サービスの提供、または外貨による受領等により海外から発生した外貨収入を得た後、当該外貨を商業銀行においてベトナムドンに売却（換算）する場合、為替差損益は付加価値税法令の調整対象には該当せず、また、物品の販売またはサービスの提供に該当しない取引であるため、当該取引についてはインボイスを発行する必要はない。

外貨売却活動から生じる所得については、発生時点において、法人税法令の規定に従って認識・確定するものとする。

4 税務政策の指導

2026年1月14日付け、クアンガイ省税務局発行の税務政策の指導に関するオフィシャルレター第585/QNG-QLDN2号

- 訂正インボイスおよび代替インボイスの発行について：

発行済みの電子インボイスにおいて、記載金額、税率または税額に誤りが判明した場合、企業は、当該誤りのある電子インボイスに対する訂正電子インボイスを発行する方法、または誤りのある電子インボイスに代わる新たな電子インボイスを発行する方法のいずれかを選択することができる。

企業は、誤りのある電子インボイスに対する訂正電子インボイスの作成方法、または誤りのある電子インボイスに代替する新たな電子インボイスの作成方法、並びに同一月内において、同一の購入者に対し、購入者情報または税率について同一内容の誤りがある複数の電子インボイスを発行した場合に、複数の誤りのある電子インボイスに対して1通の訂正または代替インボイスを作成する方法に関する指導に基づき、政令第70/2025/ND-CP号第1条13項の規定に従って適正に実施するものとする。

4 税務政策の指導

2026年1月14日付け、クアンガイ省税務局発行の税務政策の指導に関するオフィシャルレター第585/QNG-QLDN2号

- 訂正インボイスおよび代替インボイスの申告について：

訂正インボイスまたは代替インボイスを発行した場合、企業は、政令第70/2025/NĐ-CP号第1条13項の規定に従い、訂正または代替の対象となるインボイスが発生した課税期間において修正申告を行うものとする。また、税務申告書類の追加・修正申告に関する原則については、法律第56/2024/QH15号第6条6項および政令第126/2020/NĐ-CP号第7条4項の規定に従って実施するものとする。

5 手数料および使用料法の施行を指導

2025年12月31日付け、政府発行の手数料および使用料法の施行を指導に関する政令第362/2025/NĐ-CP号

2026年1月1日より施行される。

同政令第6条4項の規定に基づき、2026年1月1日以降、営業許可税（ライセンス税）の徴収および納付を終了するものとされる。これに伴い、2016年10月4日付けの政府が公布した営業許可税の規定に関する政令第139/2016/NĐ-CP号および2020年2月24日付け政府政令第22/2020/NĐ-CP号（政府政令第139/2016/NĐ-CP号の一部条項を改正・補充する政令）は廃止される。

6 個人事業主および個人事業者 に対する会計制度を指導

2025年12月31日付け、財務省発行の個人事業主および個人事業者 に対する会計制度を指導に関する通達第152/2025/TT-BTC号

通達第152/2025/TT-BTC号第3条に基づき、個人事業主および個人事業者の会計帳簿および会計資料の作成および保存に関する規定は以下のとおりである。

- 個人事業主および事業を行う個人は、会計資料（インボイス、会計証憑、会計帳簿等）を電子媒体または紙媒体により保存することを選択することができる。
- 個人事業主および事業を行う個人における会計資料の保存期間は、最低5年間とされている。なお、インボイスの保存期間については、税法の規定に従って実施するものとする。

6 個人事業主および個人事業者 に対する会計制度を指導

2025年12月31日付け、財務省発行の個人事業主および個人事業者 に対する会計制度を指導に関する通達第152/2025/TT-BTC号

- 通達第152/2025/TT-BTC号において指導されている会計帳簿に加え、個人事業主および事業を行う個人は、事業の需要に適合させるため、追加の会計帳簿を作成し、または会計帳簿の様式を修正することができる。追加で作成または様式を修正した会計帳簿についても、帳簿名、作成日（年月日）、個人事業主または個人事業者の代表者の氏名および署名、ならびに押印（ある場合）を明記しなければならない。
- 個人事業主および事業を行う個人が電子インボイスを使用し、かつ税務機関の税務管理情報システムにより、付加価値税（VAT）、個人所得税（PIT）およびその他の納付すべき税額（該当する場合）が算定され、納税者に通知される場合には、個人事業主および事業を行う個人は、通達第152/2025/TT-BTC号において指導されている会計帳簿様式を使用し、税務機関からの通知に基づく納付税額を把握し、これと照合・管理を行うものとする。

7 2025年の年次財務諸表の合算に関して、具体的な規定

2026年1月12日付け、財務省発行の2025年の年次財務諸表の合算の指導に関するオフィシャルレター第66/QLKT-DN号

これにより、2025年の年次財務諸表の合算に関して、具体的な規定が示されている。

2025年12月10日に設立された企業については、当該時点から通達第99/2025/TT-BTC号を適用する根拠が存在しない。したがって、当該企業の最初の会計年度は、2025年12月10日から2025年12月31日までの期間とされ、連続する月次会計期間が3期間を超えない範囲で確定される。

この会計期間を、2026年1月1日から開始する次の会計年度と合算せず、一つの会計年度を構成しないことは、2015年会計法第12条の規定に適合するものとする。

8 定額課税方式から申告課税方式への移行に伴い、違反処理を行わない取扱い

2026年1月19日付け、税務総局発行の定額課税方式から申告課税方式への移行に伴い、違反処理を行わない取扱いに関するオフィシャルレター第307/CT-PC号

2026年1月1日から、すべての個人事業主および事業を行う個人は、政治局決議第68-NQ/TW号、国会決議第198/2025/QH15号および税務管理法に基づき、申告課税方式へ移行するものとする。

2025年以前において定額課税方式により納税を行っていた個人事業主および事業を行う個人（事業規模の変更により推計課税売上高が50%以上変動した場合を含む）で、かつ税務管理法第51条の規定に従い、税務機関が売上高の認定および定額税額の確定を行っていた場合、2026年1月1日から申告課税方式へ移行するにあたり、税務機関は税務検査を実施せず、また、2026年の申告売上高を用いて、2025年以前に定額課税方式で納税した当該個人事業主および事業を行う個人の税務義務について遡及的な処理を行わないものとする。ただし、以下の場合を除く。

8 定額課税方式から申告課税方式への移行に伴い、違反処理を行わない取扱い

2026年1月19日付け、税務総局発行の定額課税方式から申告課税方式への移行に伴い、違反処理を行わない取扱いに関するオフィシャルレター第307/CT-PC号

権限を有する機関が、個人事業主または事業を行う個人において、詐欺行為または売上高の隠蔽行為により納付すべき税額が不足していることを発見した場合には、政令第125/2020/ND-CP号第17条の規定に基づき、行政違反として処罰される。さらに、重大な違反の場合には、2015年刑法第200条（2017年改正・補足）に基づき、脱税罪として刑事責任を追及される可能性がある。

9 2026年1月1日以降の事業免許税の徴収および納付に関する周知・支援

2026年1月23日付け、税務総局発行の2026年1月1日以降の事業免許税の徴収および納付に関する周知・支援に関するオフィシャルレター第645/CT-CS号

2026年1月1日以降、納税者は、2026年分およびそれ以降の各年度について、事業免許税を納付する必要はない。これに伴い、納税者は、2026年分およびそれ以降の各年度について、事業免許税の申告書を提出する義務もない。

新情報 2026年1月

10 電子インボイスの発行

2025年12月25日付け、アンザン省税務局発行の電子インボイスの発行に関するオフィシャルレター第1545/AGI-QLDN2号

以下の法的根拠に基づく：

- 2024年付加価値税法第8条1項に基づく。
- 政令第123/2020/NĐ-CP号第4条1項（政令第70/2025/NĐ-CP号第1条3項a号により改正）に基づく。
- 政令第123/2020/NĐ-CP号第10条5項b号（政令第70/2025/NĐ-CP号第1条7項a号により改正）に基づく。

上記の規定に基づき、購入者が情報を提供しない場合のインボイス発行は、以下のとおり取り扱われる。

10 電子インボイスの発行

2025年12月25日付け、アンザン省税務局発行の電子インボイスの発行に関するオフィシャルレター第1545/AGI-QLDN2号

- 購入者が税務コードを有する事業体である場合:

インボイスに記載される購入者の名称、住所および税務コードは、企業登録証明書、支店活動登録証明書、個人事業登録証明書、納税登録証明書、税務コード通知書、投資登録証明書、協同組合登録証明書に記載された内容と完全に一致して記載しなければならない。購入者が国家予算関係単位である場合には、インボイス上の名称、住所および国家予算関係単位番号は、付与された国家予算関係単位番号を記載しなければならない。

- 購入者が税務コードを有しない場合:

インボイスには、購入者の税務コードを記載する必要はない。政令第123/2020/NĐ-CP号第10条14項に規定される、個人消費者に対する特定の商品販売またはサービス提供の場合には、インボイスに購入者の名称および住所を記載する必要はない。

10 電子インボイスの発行

2025年12月25日付け、アンザン省税務局発行の電子インボイスの発行に関するオフィシャルレター第1545/AGI-QLDN2号

- 外国人顧客に対してベトナム国内で商品販売またはサービス提供を行う場合：
購入者の住所に関する情報は、外国人顧客のパスポート番号または出入国書類の番号および国籍情報に代えることができる。
- 購入者が税務コードまたは個人識別番号を提供する場合：
インボイスには、購入者の税務コードおよび個人識別番号を記載しなければならない。
- 購入者がインボイスの受領を希望しない場合：
売り手は、引き続きインボイスを発行し、法令の規定に従い、必要な記載事項をすべて記載しなければならない。

11 2026年1月1日から適用される失業保険料の新たな拠出率に関する規定

2025年12月31日、政府発行の失業保険に関する雇用法の一部条項を詳細に規定する政令第374/2025/ND-CP号

- 労働者は、月額賃金の1%を拠出する。
- 使用者は、失業保険に加入している労働者の月額賃金基金の1%を拠出する。
 - 使用者が、国家予算により常時活動経費の全額が保障されている機関、単位、組織である場合、失業保険料の拠出財源は国家予算により全額保障され、国家予算管理の分権に関する法令の規定に従い、当該機関、単位、組織の年間経常支出予算に計上される。
 - 使用者が、国家予算により常時活動経費の一部が保障されている機関、単位、組織である場合、国家予算は、国家予算から給与の支給を受ける者に係る失業保険料の拠出財源を保障し、国家予算管理の分権に関する法令の規定に従い、当該機関、単位、組織の年間経常支出予算に計上される。残余の失業保険料拠出額については、政令第374/2025/ND-CP号第4条2項c号およびd号の規定に従い、使用者が自ら負担するものとする。

11 2026年1月1日から適用される失業保険料の新たな拠出率に関する規定

2025年12月31日、政府発行の失業保険に関する雇用法の一部条項を詳細に規定する政令第374/2025/ND-CP号

- 使用者が、生産・経営またはサービス活動を行う企業、単位、組織である場合、失業保険料の拠出額は、当該期間の生産・経営・サービス活動に係る費用として計上される。
- 使用者が、その他の機関、単位、組織である場合、失業保険料の拠出額は、法令の規定に従い、当該機関、単位、組織の活動経費から支出される。
- 国家は、失業保険に加入している労働者の月額賃金基金に基づく失業保険料について、最大1%までを支援し、当該財源は中央予算により保障される。

政令第374/2025/ND-CP号は2026年1月1日から施行される。

Abbreviations

VAT	Value Added Tax	MOF	Ministry of Finance
PIT	Personal Income Tax	GDT	General Department of Taxation
CIT	Corporate Income Tax	MOIT	Ministry of Industry and Trade
FCT	Foreign Contractor Tax	MOLISA	Ministry of Labor, War Invalids and Social Affairs
SCT	Special Consumption Tax	DPI	Department of Planning and Investment
IET	Import and Export Tax	SBV	The State Bank of Vietnam
OTH	Other	EPE	Export processing enterprises
OL	Official Letter	EPZ	Export Processing Zone
ACC	Accounting	IZ	Industrial Zone
LAB	Labor		



2026年1月 新情報

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: www.kmc.vn | Email: info@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。





お問合せ

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

HO CHI MINH OFFICE

Unit 603, 6F, Citilight Tower, 45 Vo Thi Sau Street, Tan Dinh Ward,
Ho Chi Minh City, Vietnam

Tel: +84 28 3820 5731/ 2 | Fax: +84 28 3820 0906

HA NOI OFFICE

19F, Tower 1, Capital Place Building, 29 Lieu Giai Street, Ngoc Ha Ward,
Ha Noi City, Vietnam

Tel: +84 81 489 4789

TOKYO OFFICE

Corporate Advisers Inc

Japan Tokyo-to Chiyoda-ku, Kasumigaseki 3-2-5 Kasumigaseki Building 33F

Tel: +81 3 3593 3238 | Fax: +81 3 3593 3248



URL: www.kmc.vn

Email: info@kmc.vn

Hotline in English: +84 81 489 4789

Hotline in Japanese: +84 91 988 9331

